

2026 年 9 月 25 日 全 10 頁

第 3 号被保険者制度見直しの財政改善効果は 厚生年金保険料率 0.1%pt 分程度

第 3 号被保険者制度見直しの財政影響を試算

金融調査部

主任研究員

是枝 俊悟

[要約]

- 政府・与党は、第 3 号被保険者制度の見直しに向け検討を進めている。政府・与党はまだ具体的な見直し案を示していないが、本レポートでは仮に第 3 号被保険者制度を見直し、(元)第 3 号被保険者に保険料の負担を求めた場合の財政影響について検討する。
- 第 3 号被保険者制度は基礎年金制度と密接に結びついており、現在は厚生年金財政が第 3 号被保険者に係る給付費を負担している。このため、見直しによる財政影響は、基礎年金の計算上、(元)第 3 号被保険者に係る保険料や給付費を国民年金の財政で扱うのか、厚生年金の財政で扱うのかで、大きく異なる。
- 「国年移行案」は、第 3 号被保険者を第 1 号被保険者に移行した上で、元第 3 号被保険者に係る保険料と給付費は国民年金財政で扱うこととする案である。「国年移行案」を実施すると、国民年金の財政が悪化し、厚生年金被保険者も含め基礎年金の給付水準が低下するため、政策的な実現可能性に乏しい。
- 「厚年留保案」は、第 3 号被保険者に係る給付費は引き続き厚生年金財政で扱い、第 3 号被保険者が支払う保険料は厚生年金財政に入れる案である。「厚年留保案」では、「国年移行案」と異なり第 3 号被保険者の見直しが国民年金の財政に直接影響せず、第 3 号被保険者が新たに支払う保険料の分だけ厚生年金財政を改善させる。試算では、「厚年留保案」の実施による財政改善効果は厚生年金保険料率 0.1~0.4%pt 分となった。実際の制度設計や女性就業の進展、今後の厚生年金の適用拡大を考慮すると、財政改善効果は試算値の下限である 0.1%pt 分程度と考えられる。
- 第 3 号被保険者制度の見直しは「厚年留保案」であれば年金財政上の実現可能性があるが、財政改善効果は限定的である。第 3 号被保険者制度の見直しにあたっては、適度な財政改善効果は期待せず、制度の公平性や働き方への影響、実務などの観点から十分な議論が尽くされることを期待したい。

1. はじめに

2025 年の年金法改正では、第 3 号被保険者制度の具体的な見直しは行われなかったが、附則において「第三号被保険者（略）の在り方について国民的な議論が必要であるという認識の下、その議論に資するような第三号被保険者の実情に関する調査研究を行い、その在り方について検討を行うものとする」ことが定められた。

2026 年 7 月 7 日に自由民主党と日本維新の会が取りまとめた「社会保障改革項目に関する具体的な骨子」においても、「配偶者の社会保険加入率上昇及び生涯非婚率上昇等をも踏まえた第 3 号被保険者制度等の見直し」が掲げられている。

これらを受けて、厚生労働省は「国民年金第 3 号被保険者制度等に関する検討会」を設置し、2026 年 9 月 4 日に第 1 回の会合を開き、第 3 号被保険者制度及び関連する制度について検討を開始した。

日本労働組合総連合会（連合）や日本商工会議所（日商）などの労使団体は、主に就業調整をなくし、働き方に中立な社会保障制度とする観点から、第 3 号被保険者制度を見直すべき旨の意見を表明しているが、財政影響も含めた具体案の提示には至っていない。

第 3 号被保険者制度の見直しにあたっては、制度の公平性や働き方への影響、実務などについての論点もあるが、そもそも、見直し案は財政面で実現可能なものでなければならない。そこで、本レポートでは、仮に第 3 号被保険者制度を見直した場合の財政影響について検討する。

第 3 号被保険者制度は基礎年金制度と密接に結びついており、現在は厚生年金財政が第 3 号被保険者に係る給付費を負担している。このため、第 3 号被保険者制度を見直し、（元）第 3 号被保険者に保険料の負担を求めるとしても、基礎年金の計算上、（元）第 3 号被保険者に係る保険料や給付費を国民年金の財政で扱うのか、厚生年金の財政で扱うのかで、財政影響は大きく異なる。

以下では、2. で第 3 号被保険者制度を含む基礎年金の財政構造につき解説する。その上で、3. で（元）第 3 号被保険者に係る保険料や給付費を国民年金の財政で扱う「国年移行案」について、4. では第 3 号被保険者に係る保険料や給付費を厚生年金の財政で扱う「厚年留保案」について検討する。これらを踏まえて得られる第 3 号被保険者制度見直しにあたっての示唆を 5. で論じる。

2. 第 3 号被保険者制度を含む基礎年金の財政構造

現在の第 3 号被保険者に係る給付費は厚生年金財政が負担している

第 3 号被保険者とは、国民年金の被保険者種別の 1 つである。

会社員や公務員など厚生年金に加入する者は国民年金では第 2 号被保険者となり、第 2 号被保険者の配偶者のうち収入が一定以下の者が第 3 号被保険者となる。20 歳以上 60 歳未満の国

内居住者で、第2号被保険者でも第3号被保険者でもない者が第1号被保険者となる¹。

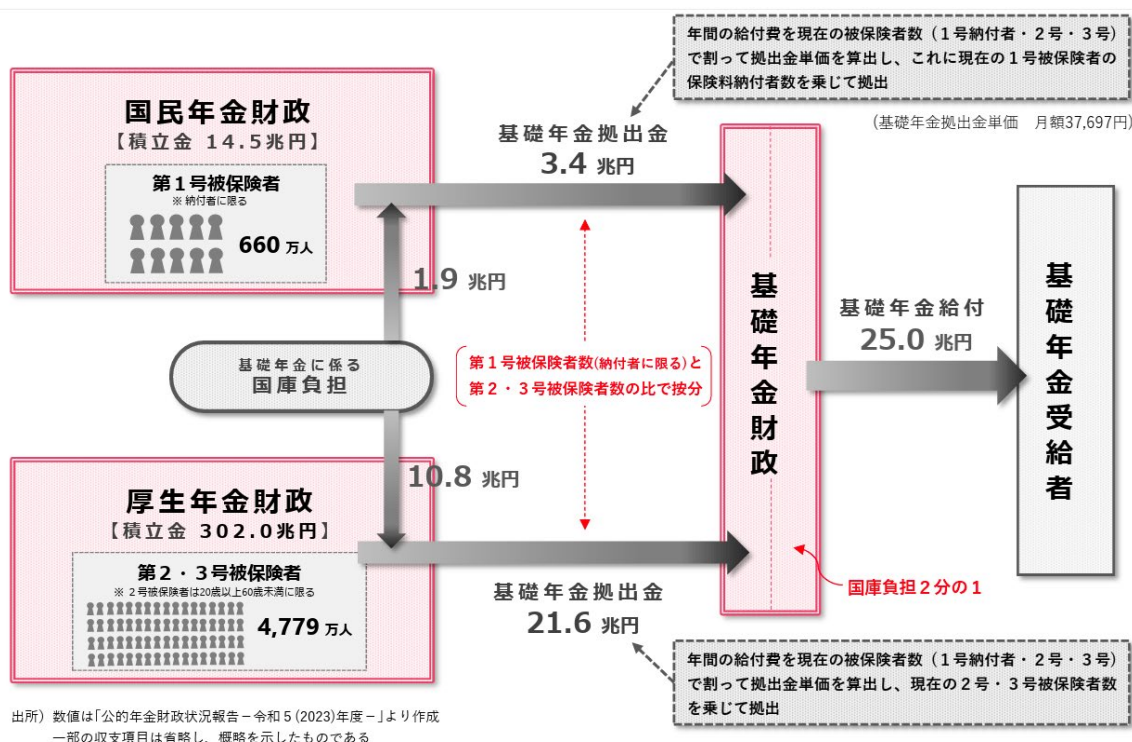
第1号被保険者は国民年金保険料の納付義務があり、第2号被保険者は労使折半で厚生年金保険料を負担する。一方、第3号被保険者は年金保険料の納付義務がない。

老齢基礎年金の給付は、原則として20歳以上60歳未満の間の保険料納付月数等に基づき支給される。その際、第1号被保険者および第2号被保険者は保険料の納付をもって「納付済期間」とされるが、第3号被保険者は自らの保険料負担なしに「納付済期間」として扱われる。

第3号被保険者が保険料の負担なしに給付を受けられるのは「基礎年金拠出金」の仕組みに支えられているためである。

図表1は基礎年金の財政構造を示したものである。

図表1 基礎年金の財政構造



（出所）厚生労働省年金局「第3号被保険者制度を巡る現状について」（2026年9月4日公表、2026年9月7日一部修正、第1回国民年金第3号被保険者制度等に関する検討会 資料2）p.9

国民年金と厚生年金は財政が分かれていて、第1号被保険者に係る保険料および給付費は国民年金財政で、厚生年金被保険者（≡第2号被保険者）に係る保険料および給付費は厚生年金財政で扱っている。第3号被保険者は厚生年金被保険者の配偶者であり、制度上は世帯として

¹ 自営業者が第1号被保険者となる旨説明されることもあるが、第1号被保険者には自営業者に限らず、厚生年金に加入していない給与所得者や、学生、無職の者なども多く含まれている。

厚生年金保険料を負担していると位置づけられているため²、第3号被保険者に係る給付費は厚生年金財政で扱っている。

老齢基礎年金など、国民年金と厚生年金で共通する「基礎年金」の給付に係る費用は、その年度の被保険者数で頭割りし、第1号被保険者に係る給付費は国民年金財政から、第2号被保険者および第3号被保険者に係る給付費は厚生年金財政から、それぞれ「基礎年金拠出金」として支払われている（これらの給付費の原則1/2は国庫が負担している）。

すなわち、マクロで見た場合、現在、第3号被保険者に係る給付費は基礎年金拠出金を通じて厚生年金財政が負担しているため、第3号被保険者が保険料の負担なしに給付を受けられる仕組みとなっている。

第3号被保険者制度見直しの「国年移行案」と「厚年留保案」とは

第3号被保険者制度を見直した場合、基礎年金拠出金の仕組みをどのように組み替えるかによって財政影響が異なる。

社会保障審議会年金部会が2024年12月25日に取りまとめた「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（以下、「議論の整理」）では第3号被保険者制度を見直した場合の財政影響につき、「第3号被保険者から保険料を徴収する場合、第1号被保険者として整理し直して、国民年金勘定で保険料を徴収するのか、あるいは、第2号被保険者に付随するものとして厚生年金勘定で徴収するのか」（p.23）が論点に挙げられている。

第3号被保険者制度の見直しにより、年金制度を世帯単位から個人単位に組み替えることを重視するのであれば、（元）第3号被保険者を引き続き第2号被保険者に付随するものとして扱うのではなく、第1号被保険者に整理し直す方法が考えられる。この場合、（元）第3号被保険者に係る保険料および給付は第1号被保険者として国民年金財政で扱うことになる（本レポートでは、「国年移行案」と呼ぶ）。

一方、個人ベースで保険料と給付の負担の公平性が担保されれば、年金制度の中に世帯単位の考え方が一部残ることを許容できるのであれば、第3号被保険者（またはその配偶者）に一定の保険料負担を求めつつ、引き続き第2号被保険者に付随するものとして、保険料と給付につき厚生年金の財政で扱う方法も考えられる（本レポートでは「厚年留保案」と呼ぶ）。

本レポートでは、第3号被保険者制度の見直しを実施した場合の財政影響につき、3.で「国年移行案」を、4.で「厚年留保案」を検討する。

² 2004年の年金法改正時に、配偶者を第3号被保険者とする厚生年金被保険者は厚生年金保険料を夫婦で共同負担したものとする基本的認識が法律に明記された。この認識に基づき、離婚時に第3号被保険者であった期間の厚生年金の拠出実績の記録を分割する、いわゆる「3号分割」の規定が設けられた。

3. 第3号被保険者の「国年移行案」は基礎年金水準を低下させる

結論を先に述べると、「国年移行案」を実施した場合、第1号被保険者の人数の増加によって国民年金の財政が悪化する。国民年金の財政が悪化すると、厚生年金被保険者も含めた基礎年金の給付水準が低下することとなる。基礎年金の給付水準の低下を防止することが政治課題となっていることを踏まえると、「国年移行案」は政策的な実現可能性に乏しい。

第1号被保険者の人数が増えると「持ち出し」増加で国民年金財政が悪化する

「国年移行案」が国民年金の財政を悪化させる理由は次の通りである。

前掲図表 1 に示した通り、基礎年金の給付費は、その年度の被保険者数で頭割りしている。2023 年度における基礎年金給付費の 1 人あたりの頭割り額は月額 18,849 円³で、国民年金保険料の月額 16,520 円よりも多く、不足分の 1 人あたり月額 2,329 円は国民年金財政からの「持ち出し」となり、積立金や運用益から賄われている。また、2024 年財政検証では、その「持ち出し」は今後も継続すると見込まれている。

すなわち、第 1 号被保険者の人数が多くなればなるほど、その人数分だけ国民年金財政からの「持ち出し」が多くなり、国民年金財政が悪化する構図にある。「国年移行案」は第 3 号被保険者を第 1 号被保険者に整理し直すものであるため、「国年移行案」を実施すると第 1 号被保険者の人数が増加し、国民年金財政からの「持ち出し」が増加することによって、国民年金の財政を悪化させるのである⁴。

国民年金財政が悪化すると基礎年金のマクロ経済スライド実施期間が延びる

国民年金の財政悪化が厚生年金被保険者も含めた基礎年金の給付水準低下をもたらす理由は次の通りである。

日本の公的年金制度は、2004 年以後、保険料率を固定した上で⁵、国民年金・厚生年金のそれぞれの財政において、その保険料と積立金、および基礎年金の給付費の 1/2 の国庫負担の範囲内で給付を行う仕組みとなっている。具体的には、国民年金・厚生年金それぞれで財政が均衡するように、一定の期間「マクロ経済スライド」で給付を調整することとなっている。

大まかにいうと、国民年金の給付は基礎年金のみ、厚生年金の給付は基礎年金と報酬比例部

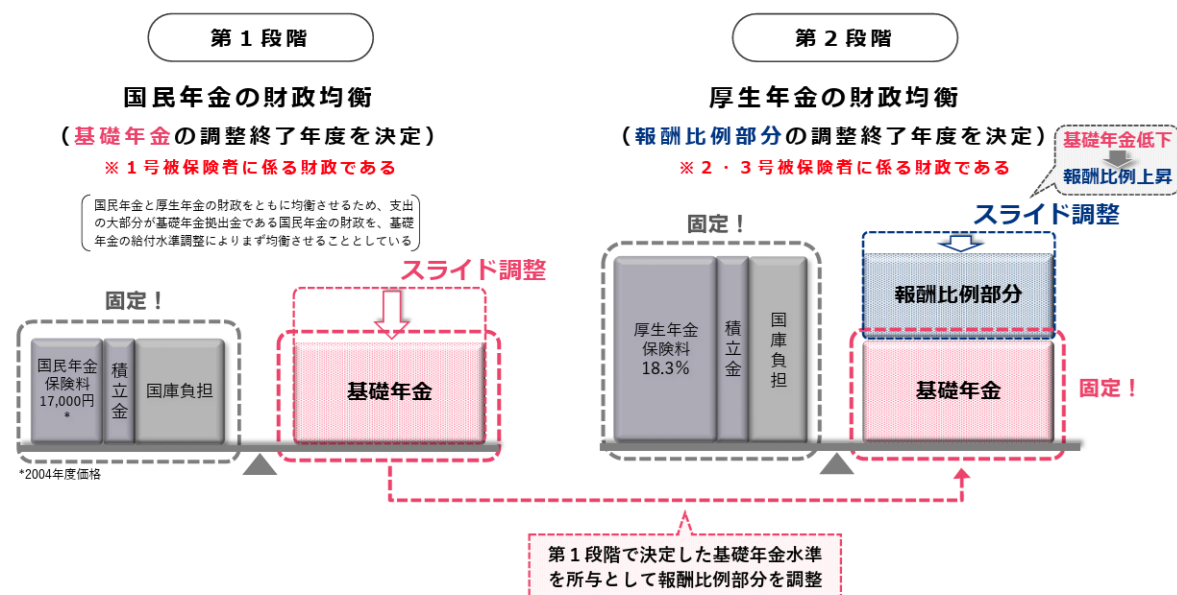
³ 図表 1 掲載の基礎年金拠出金単価の月額 37,697 円は国庫負担を含んだ金額であり、国民年金財政が実質負担するのはこのうち 1/2 である。

⁴ その分だけ、積立金を厚生年金財政から国民年金財政に移管すればよいという考え方もあるかもしれないが、1986 年に第 3 号被保険者を含む基礎年金制度が導入されて以後、制度改正や被保険者の転職などにより国民年金と厚生年金の間で被保険者の移動があっても、その移動に応じた積立金の移管は行われていない。2025 年の年金法改正に向けても、厚生労働省から厚生年金と国民年金の間で積立金を事実上移管させる提案が行われたが、労使団体は反対し、2025 年の年金法改正での実現には至らなかった。

⁵ 正確には、2004 年から 2017 年まで段階的に保険料率を引き上げることが法定され、既に 2017 年に保険料率の引上げは完了している。

分の2つからなる。基礎年金は両者に共通するため、マクロ経済スライドの実施期間は2段階で設定する。まず、国民年金の財政均衡に必要な基礎年金のマクロ経済スライドの実施期間を求め、基礎年金の水準を定める（図表2の第1段階）。次に、この基礎年金の水準を所与として厚生年金の財政均衡に必要な報酬比例部分のマクロ経済スライドの実施期間（調整期間）を求める（図表2の第2段階）。

図表2 マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法



（出所）厚生労働省年金局「マクロ経済スライドの調整期間の一致」（2023年11月21日、第9回社会保障審議会年金部会 資料1）p.7

すなわち、国民年金の財政均衡に必要な期間だけ、基礎年金のマクロ経済スライドを実施する必要があるため、国民年金の財政が悪化すると、その分だけ、基礎年金のマクロ経済スライドの実施期間が延び、厚生年金加入者も含む基礎年金の給付水準が低下するのである⁶。

基礎年金水準の低下を伴う「国年移行案」の政策的な実現可能性は乏しい

2025年の年金法改正では、将来の基礎年金の給付水準の低下が大きな政治課題となった。最終的には自民党・公明党・立憲民主党の3党による合意に基づき、2025年改正法の附則に、2029年に行われる次回の財政検証を踏まえてなお基礎年金の給付水準の大幅な低下が見込まれる場合に、必要な法制上の措置を講ずる旨が定められた。

2025年の年金法改正の経緯を踏まえると、第3号被保険者制度を見直すとしても、基礎年金

⁶ 筆者は、1984年以後生まれ世代につき、第3号被保険者の範囲を家族ケア従事者に限定する制度改正を行った場合のモデル年金の最終所得代替率への影響を▲2.2%ptと試算し、2023年9月21日の第7回社会保障審議会年金部会に意見書を提出している。

の給付水準を低下させることとなる「国年移行案」は政策的な実現可能性に乏しい。

4. 第3号被保険者の「厚年留保案」は厚生年金財政を改善させる

「厚年留保案」は基礎年金水準の低下を伴わず、実現可能性がある

そこで「国年移行案」に代わって提案されたのが、第3号被保険者（またはその配偶者⁷、以下同じ）が保険料を負担することとしても、引き続き第2号被保険者に付随するものとして、保険料と給付につき厚生年金の財政で扱う「厚年留保案」である⁸。

基礎年金拠出金の計算上、第3号被保険者が厚生年金に留まるのであれば、第3号被保険者制度を見直しても、第1号被保険者の人数は変わらず、国民年金財政が基礎年金の給付のために「持ち出し」する額も変わらない。このため、「厚年留保案」は国民年金の財政や基礎年金の水準には中立となる⁹。「国年移行案」とは異なり、「厚年留保案」は基礎年金水準の低下を伴わないため、財政的な実現可能性がある。

「厚年留保案」による財政改善効果は厚生年金保険料率0.1～0.4%pt分

「厚年留保案」の下では、第3号被保険者が新たに負担する保険料は厚生年金財政の収入となる一方、厚生年金財政が負担する基礎年金拠出金などの給付費は変わらない。したがって、第3号被保険者が新たに負担する保険料の分だけ厚生年金財政が改善することとなり、厚生年金の給付を充実させるか、厚生年金保険料率を引き下げることが可能となる。

本レポートでは、その財政改善効果の規模感を把握するため、仮に、「厚年留保案」により改善する厚生年金の財政分を厚生年金保険料率の引き下げに充てた場合の保険料率の引下げ幅につき、様々なケースを想定して試算した。

「厚年留保案」の下で、第3号被保険者本人またはその配偶者が負担すべき保険料の水準については様々な考え方がありうるが、第1号被保険者との均衡を重視する観点から「国民年金保険料相当額」とする案、および、厚生年金における給与所得者の福利厚生も一定程度残す観点から「国民年金保険料相当額の50%」とする案¹⁰などが考えられ、この両者を試算した。

「厚年留保案」によりどの程度厚生年金の財政が改善するかは、新たに保険料を負担することとなる第3号被保険者の人数に依存する。第3号被保険者の人数は、今後の経済前提や、厚

⁷ 年金財政への影響は、第3号被保険者本人が保険料を支払うこととしても、その配偶者が保険料を支払うこととしても変わらない。

⁸ 永瀬伸子「日本的雇用システムにおける男性の就労とケアをめぐるジレンマ——『無限定な働き方』と第3号被保険者制度を手掛かりに——」、国立社会保障・人口問題研究所『社会保障研究』第8巻第3号（通巻第30号：2023年12月刊）pp.270-294において提案されている。

⁹ 制度見直しに伴い、仮に（元）第3号被保険者が厚生年金に加入することとなり、第2号被保険者に移行したとしても、第1号被保険者の人数は変わらないため、国民年金が負担する基礎年金拠出金は変わらない。

¹⁰ 第3号被保険者の保険料を国民年金保険料相当額の50%にするのではなく、第3号被保険者のうち50%の人数につき保険料を免除し（育児・介護等により就労が困難な者などに保険料を免除することが想定される）、残りの者に国民年金保険料相当額を負担させることとした場合も、この案と同じ試算結果となる。

生年金の被保険者範囲の見直しによっても変わってくる。そこで、本レポートでは、経済前提につき、社会保障審議会年金部会において中心的に議論されていた「成長型経済移行・継続ケース」と「過去 30 年投影ケース」、厚生年金の被保険者範囲につき、「現行法のまま（週 20 時間以上勤務）」とした場合と「週 10 時間以上に改正」した場合につき試算した。

試算結果は**図表 3**に示され、「厚年留保案」による厚生年金保険料率の引き下げ余地は 0.1～0.4%pt 程度となった。

図表 3 「厚年留保案」実施による厚生年金保険料率引き下げ幅の試算結果

経済前提	厚生年金加入範囲の前提	第3号被保険者の保険料負担	
		国民年金保険料相当額	国民年金保険料相当額の50%
成長型経済移行・継続ケース	現行法のまま（週20時間以上勤務）	0.32%pt	0.19%pt
	週10時間以上に改正	0.20%pt	0.10%pt
過去30年投影ケース	現行法のまま（週20時間以上勤務）	0.40%pt	0.23%pt
	週10時間以上に改正	0.26%pt	0.13%pt

（注）人口前提はいずれも中位とした。2031 年度に制度改正を行うことを仮定。基礎年金拠出金の計算上は、第 3 号被保険者は厚生年金に残すものとし、第 3 号被保険者が負担する保険料は厚生年金財政に加え、制度改正により 2120 年度（2024 年度財政検証の最終年度）の積立度合が 3 号見直しによって変わらないよう厚生年金保険料率を引き下げるとした。2120 年度までのトータルでは幅尻が合うが、各年度の厚生年金保険料率引き下げによる減収額と第 3 号被保険者分の保険料による増収額は異なり、その差分が運用益にも影響する。このため、第 3 号被保険者の保険料負担を半分としても、厚生年金保険料率の引き下げ幅はちょうど半分になるとは限らない。

（出所）厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—令和 6（2024）年財政検証結果—」「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算—令和 6（2024）年オプション試算結果—」（2024 年 7 月 3 日、第 16 回社会保障審議会年金部会 資料 2・3）、「制度改正案を反映した試算結果」（2025 年 6 月 30 日公表、2025 年 8 月 28 日更新、第 25 回社会保障審議会年金部会 資料 2）をもとに大和総研試算

実際の財政改善効果は厚生年金保険料率 0.1%pt 分程度と考えられる

試算上、最も財政改善効果が大きかったのは、「過去 30 年投影ケース」の経済前提で、厚生年金加入範囲は「現行法のまま（週 20 時間以上勤務）」とし、第 3 号被保険者の全員に国民年金保険料相当額を負担させた場合で、厚生年金保険料率 0.40%pt 相当の財政改善効果となった。ただし、これは第 3 号被保険者制度を見直した場合に得られる厚生年金財政の改善効果の上限と捉えるべきで、実際に制度見直しを行う場合に得られる財政改善効果はこれを下回るであろう。

まず、第 3 号被保険者の全員に国民年金保険料相当額を負担させることは、配慮が必要な者に対して厳しい改正となる。「議論の整理」では「本部会では、第 3 号被保険者制度の見直しにあたって、病気や育児、介護などの理由で働けない人がいることを踏まえた支援が必要という意見があり、具体的には、例えば、育児支援の観点から、第 3 号被保険者を第 1 号被保険者とした上で末子の年齢を基準にして保険料を免除するなどの配慮が考えられるという意見があ

った」と整理されていた。第 3 号被保険者の一部につき引き続き保険料を免除することとした場合、その分だけ制度見直しに伴う財政改善効果は小さくなる。

次に、女性就業の進展により、制度改正を伴わずとも第 3 号被保険者の人数が減少傾向にあることに留意する必要がある。「過去 30 年投影ケース」は「成長型経済移行・継続ケース」よりも女性就業率の上昇が緩やかで、第 3 号被保険者の人数の減少ペースが緩やかであることを前提としているが、実際には、「成長型経済移行・継続ケース」の前提よりも速いペースで第 3 号被保険者の人数は減少している¹¹。これに加え、第 3 号被保険者にも保険料を求めることとした場合、その機会に働き方を見直して厚生年金に加入する者も生じることが考えられることから、この点でも制度見直しに伴う財政改善効果は小さくなると考えられる。

さらに、政府は厚生年金の加入範囲の拡大を目指している。全世代型社会保障構築会議が 2022 年 12 月 16 日に取りまとめた「全世代型社会保障構築会議 報告書」では、「週労働時間 20 時間未満の短時間労働者についても、被用者にとってふさわしく、雇用の在り方に中立的な被用者保険を提供する観点からは、被用者保険の適用除外となっている規定を見直し、適用拡大を図ることが適当と考えられることから、そのための具体的な方策について、実務面での課題や国民年金制度との整合性等を踏まえつつ、着実に検討を進めるべきである」（pp.13-14）としている。厚生年金の加入範囲のさらなる拡大が行われた場合も、第 3 号被保険者の人数が減少することとなり、制度見直しに伴う財政改善効果は小さくなる。

これらの 3 点を踏まえると、「厚年留保案」によって厚生年金財政の改善効果が生じるとしても、その効果は、図表 3 の試算結果の下限である厚生年金保険料率 0.1%pt 相当に近い水準となることが考えられる。

5. 第 3 号被保険者制度の見直しにあたっての示唆

本レポートでは、第 3 号被保険者制度の見直しによる財政影響につき、（元）第 3 号被保険者に係る保険料や給付費を国民年金の財政で扱う「国年移行案」と、厚生年金の財政で扱う「厚年留保案」を検討した。

「国年移行案」を実施すると、国民年金の財政が悪化し、厚生年金被保険者も含めた基礎年金の給付水準が低下するため、将来の基礎年金水準の低下を防ぐことが政治課題となる中、政策的な実現可能性に乏しい。

他方、「厚年留保案」であれば国民年金財政には中立となり、基礎年金水準の低下を伴わないため、財政的な実現可能性がある。

「厚年留保案」は、第 3 号被保険者が新たに支払う保険料の分だけ厚生年金財政を改善させ

¹¹ 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業月報（速報）」による 2025 年度末の第 3 号被保険者の人数は、603 万 5805 人であり、2024 年財政検証（法改正反映後）において、「成長型経済移行・継続ケース」で想定した 620 万人よりも少なくなっている（「過去 30 年投影ケース」は 625 万人）。

る。ただし、その財政改善効果は厚生年金保険料率に換算して最大でも 0.4%pt 程度であり、実際の制度設計や女性就業の進展、今後の厚生年金の適用拡大を考慮すると、財政改善効果は試算値の下限である 0.1%pt 分程度と考えられる。

今後、第 3 号被保険者制度の見直しを検討するにあたっては、過度な財政改善効果は期待せず、制度の公平性や働き方への影響、実務などの観点から十分な議論が尽くされることを期待したい。

【以上】